

令和7年度第8回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和8年2月24日(火) 10時00分開会 11時21分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 18名／23名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和7年度第8回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、23名中18名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、本日は常設審議委員会の名簿を添付しておりませんでした。誠に申し訳ありません。</p> <p>それでは、山協会長に挨拶をお願いします。</p>
2 開会挨拶 山協会長	<p>皆さんおはようございます。26年の幕開けから1か月以上経ちますが、今年初の常設審議委員会となります。今年も、年明けから大変あわただしい年明けとなっております。まずは、衆議院の解散総選挙。それから冬季オリンピック。冬季オリンピックでは、毎晩競技を観戦していたもので寝不足が続いてしまいましたが、本当に楽しませてもらいました。また、3月からはパラリンピックが始まるようです。このような中であって、皆様には新しい年を迎えましてお世話になります。先般、2月17日～18日に東京で都道府県会長・事務局長会議が開催されましたが、はっきりとした農政の姿の骨格は見えてこないようです。その中であって、中山間・多面・環境保全整備については、交付金を増やすということが従来から言われていることですが、農政や米騒動に関することは、6月頃に骨格が明らかになるとのことでした。高く仕入れているので、高く売らないと採算が取れないので、スーパーでもまだ価格が高止まりしているのが現状であります。先日、問屋にもう米は買ってくれないのかと聞いたところ、倉庫がいっぱいなので、今年は、途中で買い上げることは出来ないと言われていました。JAでも多くの在庫を抱えているようで、なかなか値下げはできないようです。消費者にも備蓄米はどうですかと聞いたところ、備蓄米と古古米を買ったが、まずくてダメで、2,000円/5kgを切っているようで安い、食べてみると新米がやはりおいしいと言っていました。「出来れば新米を買ってください。」と伝えていますが、米騒動についてはこのような</p>

事務局	<p>状況となっています。今日の常設審議委員会の議題は多くはありませんが、鳥取市農業委員会から■■■■の案件が1件出ております。また、所有者不明の議案も出ておりますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、山協会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは早速議事に入らせていただきますが、本日の議事録署名人の指名です。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>はい。それでは、私の方で指名させていただきます。濱田委員(鳥取市農業委員会会長)、江原委員(大山町農業委員会会長)にお願いいたします。</p>
<p>4 報告事項 議長</p> <p>経営支援課</p> <p>議長</p>	<p>それでは、報告事項に入らせていただきます。日程に基づきまして報告事項でございます。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>ただいま報告がありましたが、皆さん方からご質問・ご意見等がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>5 議長</p> <p>事務局</p>	<p>無いようですので、議事に入らせていただきます。議案第一号。今月の農地法の規定に基づく県全体の総会附議状況を説明をしてください。</p> <p>それでは、令和8年2月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)</p>

鳥取市農業委員
会事務局

今月は4条案件はございません。

5条案件で、鳥取市の1件について意見聴取案件がございます。

これから説明を行っていただきますが、現地調査を実施していただいておりますので、鳥取市農業委員会の方から説明をいただいたあと、現地調査の報告をお願いしたいと思います。

それでは、鳥取市農業委員会さんよろしくお願ひいたします。

私は、鳥取市農業委員会事務局、[redacted]と申します。よろしくお願ひいたします。本日は、令和7年4月にご協議いただきました場所の[redacted]ですが、その時の申請事業者が取り下げをされたため、新たな業者が30アールを超えて[redacted]を行う一時転用事案でございます。詳細については、担当者から説明させていただきます。

鳥取市農業委員会事務局の[redacted]と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。先ほど、[redacted]から説明しましたが、本件は、令和7年4月においてご審議いただき、「異存なし」の回答をいただいた場所になります。以前の事業者が令和7年6月26日に鳥取県に[redacted]をされ、同日付で鳥取市農業委員会にも取り下げされました。今回は、新たな事業者が、同じ場所において[redacted]を行うために[redacted]を行うものです。それでは、資料の2ページ、30アールを超える事案説明資料に沿ってご説明いたします。

まず、1の土地の所在等についてですが、[redacted]です。なお、[redacted]全体計画としては、農道及び原野部分を含め[redacted]。4ページの「位置図」をご覧ください。申請地は、鳥取空港から西に約2kmに位置し、JR末恒駅から約700mという場所になります。県道金沢伏野線を挟んで東側には鳥取県警察学校が立地しています。続いて、5ページの「中間図」をご覧ください。申請地は、凡例に示しているとおり、緑色に着色しています農振農用地の一部にあたります。県道伏野覚寺線に沿って[redacted]が東西に長く伸びていますが、その北側に、畑地かんがい施設が再整備された農地が広がっています。申請地の砂利採取場、北側に農道がありますが、これは[redacted]が管理する農道です。この下に畑地かんがい用のパイプラインが敷設されています。2ページにお戻りください。

続いて、2の現在の営農状況です。申請地を含め、周辺の農地は、ほ場整備事業によりかんがい施設が整備され、砂地の畑で自家用野菜等が栽培されています。また、[redacted]が核となって、多面的機能支払交付金制度にも取り組んでいる地域です。

次に、3の転用事業者についてです。[redacted]

[redacted]事業内容は、[redacted]で、令和7年8月6日に[redacted]として登録されています。

4の転用目的は、[redacted]、それに伴う[redacted]として許可日から1年間一時転用したいというものです。[redacted]として[redacted]になります。

については、土地改良区の立会の上で、設置します。2ページに戻りまして、(4)の資金調達計画です。

を確認しています。(5)の農地復元の担保についてですが、万が一、申請者が埋め戻しをしなかった場合は、代わって鳥取砂利採取業協同組合が実施することを保証書により確認しております。鳥取市農業委員会の対応としては、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局と鳥取県土整備事務所維持管理課、土地改良区の各関係機関としっかりと連携をしながら、掘削から復元までの工程の中で鳥取県砂利採取条例施行規則で定められているとおり「掘削を完了した時」、「地下水位線まで埋め戻しをされた時」、「透水溝の開削が終わった時」、「埋め戻しが完了した時」の4回に現地確認を行いますし、担当農業委員と農地利用最適化推進委員が活動の一環として施工状況を確認します。なお、農地復元後の営農計画では、各土地所有者が甘藷や白ネギ、里芋などを栽培することになっており確約を得ております。

7の農業公共投資については、昭和48年度までに県営ほ場整備事業（かんがい施設整備）が実施された地域ですが、石綿管の老朽化に伴う更新作業が進められており、当地域も県営特定農業用水管水路等特別対策事業が令和6年度までに実施されました。から令和7年8月7日付けで同意を得られております。

9の農業委員会の意見及び審議の概要についてですが、鳥取市農業委員会定例総会において、立地基準、一般基準ともに要件を満たしており、許可は適当と判断いたしました。また、の農地復元については、営農に支障が生じないように埋め戻しが行われるか現地確認を確実に行うとともに、事業終了後においても営農計画に基づき営農が行われるよう適切に指導していくことを確認しました。以上で、における一時転用事案についての説明を終わらせていただきます。

議長

はい。説明が終わりました。それでは、ここで現地調査の報告を行っていただきます。現地調査の報告は、八頭町農業委員会の安部委員にお願いいたします。

安部委員

失礼します。八頭町の安部でございます。去る2月16日、鳥取市農業委員会から申請のありました第5条の転用案件である

でございますが、これにつきまして市役所本庁舎の会議室において、関係者の出席のもと農業委員会事務局からの事案の説明及び聞き取り、その後現地調査をさせていただきました。

常設審議委員会からは岩美の山本会長と私が参加させていただきました。説明でもありましたとおり、の復元については、確認しながら営農に支障のないように指導していくこととしており、最終的には農業委員会による立会・確認を行うということです。これにつきましては、最終的に農地復元までに各工程で4回、農業委員会及び土木関係者において現状を把握しながら確認するとのことですので、その点については問題ないものと思います。また、近隣農地については、写真にありますように砂利

採取後の復元農地で栽培が行われており、その関係で当該業者は復元の経験があるということであり、最終的に農地復元の上営農が行われることが可能ではないかと考えているところです。このため、今回の転用は適当であると判断していることを報告いたします。

議長

どうもありがとうございました。鳥取市農業委員会からの説明、及び現地調査の報告が終わりました。それでは、委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。意見がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。はい。中村委員

中村委員

ちょっと確認の意味で。埋め戻し用として確保しているストックヤードの[]ですが、もうすでに1万㎡以上の残土がストックヤードに置かれているのですか。

議長

はい。では鳥取市農業委員会事務局説明をお願いします。

鳥取市農業委員会事務局

基本的には、ストックヤードに確保されております。

議長

中村委員。

中村委員

一番心配しているのは、[]ではあるが農地として利用可能なのかということです。どういう[]なのか確認されていますか。あるいは、地権者にちゃんと確認してもらっているのか。変な土が入っていた場合、非常に困ったことになるので、やはり土の種類をきちっと確認しておいていただきたいと思います。

議長

鳥取市農業委員会説明をお願いします。

鳥取市農業委員会事務局

ストックヤードに保管してある土については、農業委員会でも確認させていただいています。業者にもその旨伝えております。なお、どこからの残土かの確認はできていませんので申し訳ないですが、[]であることに間違いございません。

議長

中村委員

中村委員

[]であっても十分確認しておいてほしいということです。

鳥取市農業委員会事務局	わかりました
議 長	よろしいですか。はい。他にありませんか。松村委員。
松村委員	教えていただきたいのですが、8 ページの埋め戻し計画図についてですが、水色の透水溝を敷設されるということですが、透水溝の水はどこに抜けるのでしょうか。隣接する農地に流れて、縦浸透していくという理解でよろしいのでしょうか。
議 長	鳥取市農業委員会説明をお願いします。
鳥取市農業委員会事務局	基本的にはそのとおりです
議 長	松村委員。
松村委員	その場合、隣接地が[]土地かどうかで対応が違ってくるように思うのですが。この辺りの土地は順々に[]が行われている土地なので、水がどこに抜けていくのか確認し、将来的にもきちんと排水が行える状態にしておかないと、近隣にいろいろな影響が出てしまわないかと危惧するところです。それと、もう1つすみません。当初転用申請を行った事業者が自己都合で取り下げたということについて、もう少し具体的なことを教えていただけないかということです。というのは、今回の許可をするに当たって、事業者が事業許可を得て数か月で事業の取り下げをすることが予見可能なのかを確認させていただきたいということです。もし予見可能なのであれば、今回の審議の中で、もう少し確認しておけば2度手間にならないのではと思います確認させていただきました。
議 長	鳥取市農業委員会説明をお願いします。
鳥取市農業委員会事務局	私の方でも県の維持管理課に確認したのですが、その理由はわかっておりません。申し訳ありません。廃業することで届け出が出されたということで、それ以上細かく聞くことができていないのが実情です。今回の事業者につきましては、先ほど説明しましたとおり、今まで[]た事業者の従業員がそのまま独立したもので、経験上問題ないということで県とも確認をしているところです。以上です。

議 長	<p>よろしいですか。はい。その他ございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問等が無いようです。 それでは、鳥取市の案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。</p>
議 長	<p>次に、所有者不明農地の関係で、農地法第 39 条の規定に基づく意見聴取案件が 3 件ありますので、説明してください。</p>
経営支援課	<p>資料 3 に基づき内容を説明</p>
議 長	<p>説明が終わりました。委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。はい。西尾委員。</p>
西尾委員	<p>細かいことで申し訳ないです。北栄町の 1 番目の方と琴浦町の方とは同じ住所ですが、ミスプリントではなく同じ住所の方なのですか。</p>
議 長	<p>それでは、事務局で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>北栄町の 1 番目の方と琴浦町の方とは同じ住所ですが、これは北栄町の所有者がお父さんで、琴浦町の方がその息子です。北栄町の農地については、相続登記が行われていなかったため、所有者名義がお父さんのままとなっているものです。いずれの農地も [REDACTED] 利用権設定を行うものです。</p>
議 長	<p>よろしいですか。はい。その他ございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>

議 長	<p>ご質問等が無いようです。それではお諮りいたします。ただ今の所有者不明農地の裁定について、異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。</p>
議 長	<p>次に、鳥取県農業振興地域整備基本方針の変更についての意見聴取案件がありますので説明してください。</p>
経営支援課	<p>資料4に基づき内容を説明</p>
議 長	<p>説明が終わりました。委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。西尾委員。</p>
西尾委員	<p>冒頭の説明で、今回の見直しは国の基本指針が変更となったものと言われたと思うのですが、どのような変更が行われたことから変更を行うものでしょうか</p>
議 長	<p>経営支援課説明をお願いします。</p>
経営支援課	<p>まず、農振法の改正により同意基準の変更が設定され、目標面積の達成に支障が生じることがないことについて、県が市町村の計画に同意する基準が変更されたこと。目標設定については、国が5年ごとに基準を変えてきますので、それに合わせての改正になります。</p>
議 長	<p>西尾委員</p>
西尾委員	<p>具体的な算定基準がどのように改正になったかを教えていただきたいのですが。</p>
議 長	<p>経営支援課説明をお願いします。</p>

経営支援課	まず、目標年度が令和 12 年から 17 年に変わったこと。また、除外の見込みが、令和 2 年から 5 年までの 4 年間平均に見直されたこと。基本的にはあまり大きな違いはありません。また、資料 4-3 の 1 ページの鳥取県において独自に考慮すべき事由の辺りが整理されております。
議 長	西尾委員
西尾委員	主な内容は基準年が変わったということで、特異な変更はないということですね。
議 長	経営支援課よろしいですか。
経営支援課	そのとおりです
事務局	国の基本的な計算の仕方については、従来と変わっておりません。ただ、国自体が農地面積をしっかりと守らないと食料生産量を確保できないとの判断から、農地を減らさないようにするため、県に対して総量確保を図ることを特に求めているのが大きな改正点です。ただ、なかなか農地の減少傾向が減らないので、その辺りを施策効果の中で調整を行っているものです。
議 長	よろしいですか。はい。その他ございませんか。安部委員。
安部委員	資料 4-1 の 5 ページの数値なのですが、これは既に市町村に流されている数字なのでしょうか。
議 長	経営支援課お願いします。
経営支援課	これは市町村に意見照会している数字となります。
議 長	安部委員
安部委員	ということは、この数字は決定したものではなく、また変更があり得るということですか。

<p>議 長</p> <p>経営支援課</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>経営支援課お願いします。</p> <p>あらかじめ市町村から意見を聞いたうえで県が案を作成し市町村に対してフィードバックして意見を聞いているものです。このため、この数字は市町村の意見を反映したものです。</p> <p>よろしいですか。はい。その他ございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご質問等が無いようです。それではお諮りいたします。ただ今の鳥取県農業振興地域整備基本方針の変更について、異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。</p>
<p>6 情報提供 議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>次に情報提供ですが、令和8年度農業委員会関係予算について事務局説明してください。</p> <p>(資料5について概要を説明)</p> <p>情報提供について説明が終わりました。この件について、皆様方の方で聞いてみたい件はありますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>7 その他 議 長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、情報提供については終わりました、7番のその他ですが、事務局説明をしてください。</p> <p>(次回開催日程について説明)</p>

8 閉 会 議 長	その他、皆さんの方でございましたら。ありませんか。 (その他の意見等なし)
議 長	ないようですので、本日の常設審議委員会を閉会とさせていただきます。 (午前 11 時 21 分)